

深セン経済特区知的財産権保護条例

2019年3月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。

深セン経済特区知的財産権保護条例

(2018年12月27日付けの深セン市第6期人民代表大会常務委員会第29回会議にて可決された。2020年6月30日付けの深セン市第6期人民代表大会常務委員会第42回会議による「『深セン経済特区知的財産権保護条例』の改正に関する規定」に従って改正を行った)

目 次

- 第一章 総則
- 第二章 業務メカニズム
- 第三章 行政法執行
- 第四章 司法保護
- 第五章 公共サービス
- 第六章 自律管理
- 第七章 信用監督管理
- 第八章 付則

第一章 総則

第一条 知的財産権保護業務を強化し、革新の活力を奮い立たせ、現代化・国際化した革新型都市を建設し、世界的に影響力を持つ革新・発想の都市づくりを図るために、法律、行政法規の基本的原則に基づき、深セン経済特区（以下、「特区」という）の実情を踏まえて、本条例を制定する。

第二条 特区の知的財産権保護業務メカニズム、行政法執行、司法保護、公共サービス、自律管理、信用監督管理などには、本条例を適用する。

本条例にいう知的財産権とは、権利者が法により次の各号に掲げる客体について享有する専有権を指す。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示

- (五) 営業秘密
- (六) 集積回路配置図設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律に定めるその他の客体

第三条 深セン市の人民政府（以下、「市の人民政府」という）及び各区の人民政府は、知的財産権保護業務を国民経済と社会発展計画に盛り込み、知的財産権保護に関する教育、研修、宣伝、行政法執行及び経費保障を強化し、知的財産権保護業務メカニズムを整備し、革新提唱、誠実順法の知的財産権保護環境を醸成しなければならない。

第四条 市の人民政府の知的財産主管部門（以下、「市の主管部門」という）は、知的財産権保護業務の統一的調整と組織・実施を担当し、法により知的財産権保護の職責を履行する。

発展改革、工業・情報化、科技革新、財政、文化広電旅遊体育、公安、司法行政、税関など法により知的財産権保護の職責を負う管理部門は、関連法律・法規及び本条例の規定に従い、知的財産権保護の職責を履行する。

第五条 市の主管部門は、知的財産権保護業務の状況に関する報告書を毎年公布しなければならない。

第六条 多角的な知的財産権紛争処理メカニズムを構築・整備し、知的財産権の行政法執行、司法裁判、仲裁、調停などの業務の有効な連携を実現する。

第七条 中国（広東）自由貿易試験区の深セン前海蛇口エリア及び深港科技革新協力区は、知的財産権保護業務メカニズムと紛争処理、渉外の権利擁護、総合法執行などにおいて先に実行し、先に試み、便宜かつ効率的なサービスを提供し、知的財産権保護模範区を建設することができ、その模索の成果や条件が熟しているときは全市で普及させることができる。

第八条 市の人民代表大会常務委員会は、知的財産権保護業務への監督を強化し、市の人民政府の知的財産権保護に関する特別報告を聴取しなければならない。

第二章 業務メカニズム

第九条 市の人民政府は、粵港澳大湾区（広東・香港・マカオビッグベイエリア）のその他の都市との知的財産権保護に関する交流・協力を強化し、知的財産権保護の国境を越えた協力、紛争解決、情報共有、学術研究、人材育成などの業務を推進しなければならない。

第十条 市の人民政府は、市の知的財産連席会議を設立し、知的財産権保護業務調整メカニズムを構築し、知的財産権保護業務における重大問題の解決を推進する。

連席会議は市の人民政府の責任者が招集し、1年に少なくとも1回開催される。連席会議の日常的業務は市の主管部門が担当する。

第十一条 知的財産権業務状況通報制度を整備する。連絡会議のメンバー機構は、他の部門の管轄に属する知的財産権事件の手掛かりを発見した場合、速やかに管轄権のある部門に通報しなければならない。

管轄権のある部門は通報を受け取った後に、法により速やかに調査処理しなければならない。

第十二条 市・区の人民政府は知的財産権評議制度を構築し、重大な産業計画、重大な政府投資プロジェクト及び重大な経済科学技術活動に関する知的財産権の評議を行い、革新の効率を向上させ、知的財産リスクを防止しなければならない。

第十三条 市の人民政府は、知的財産権保護業務考査メカニズムを構築し、区の人民政府、市の主管部門及びその他の管理部門が法により知的財産権保護業務の職責を履行する状況を考査する。

市・区の人民政府は関連規定に従い、知的財産権保護業務において顕著な貢献をした団体や個人を表彰しなければならない。

第十四条 市の主管部門及びその他の管理部門は、知的財産権保護業務のニーズに応じて、知的財産権保護特別キャンペーンを展開し、モバイルブロードバンド・インターネット、クラウド・コンピューティング、モノのインターネット、ビッグデータ、高機能計算、モバイル・スマートデバイスなどの新分野・新業態における知的財産権保護を強化しなければならない。

第十五条 公安機関は、法により知的財産権保護業務の職責を履行し、知的財産権犯罪行為の摘発を強化し、かつ市の主管部門及びその他の管理部門と共同して関連行政法執行業務を展開しなければならない。

第十六条 公安機関は移送されてきた知的財産権犯罪被疑事件について受理するか否かを規定の期間内に決定するとともに、書面にて事件移送部門に告知しなければならない。審査のうえその管轄に属しない場合は、管轄権のある部門に転送するとともに、書面にて事件移送部門に告知しなければならない。

公安機関の受理した知的財産権犯罪被疑事件において、係争物品から証拠を引き出しかつ法により封印した後、条件を満たしたものは市の公物倉に渡して保管させることができる。

第十七条 公証機構は、法律・法規の規定に合致する知的財産権証拠保全の公証申請について、公証申請の受理日から5営業日以内に公証証書を当事者に発行しなければならない。但し、不可抗力により証明資料の補充又は関連状況の確認が必要な場合、その所要時間は期間内に計上されない。

公証機構が前項の規定に違反した場合、市の司法行政部門は警告を与える。情状が深刻な場合は、

2万元以上5万元以下の過料に処する。

第十八条 知的財産権犯罪被疑事件以外、市の主管部門及びその他の管理部門は知的財産権関連事件の立件前又は立件後に、自ら調停する又は関連組織に調停を委託することができる。権利者が損失額の5倍以上の賠償を要求した場合は、これを支持することができる。立件前に調停の合意に達しかつ履行し終わった場合は、立件しなくてもよい。立件後に調停の合意に達しかつ履行し終わった場合は、法により処罰を軽くし又は軽減することができる。第三者の合法的権益及び公共利益を損害しなかった場合は、処罰を免除することができる。

第十九条 市の人民政府によって設立された知的財産権保護センターは、次の各号に掲げる職責を履行する。

(一) 国家知的財産主管部門から委託された知的財産権出願受理、早期審査及び早期権利確定業務を担当する。

(二) 知的財産関連知識の宣伝・普及を行い、企業の知的財産の自主革新を促進する。

(三) 知的財産権保護の業務コンサルティング、分析・早期警告、権利擁護指導、迅速な権利擁護、政策研究などの公益サービスを提供する。

(四) 行政機関、司法機関、仲裁機構、調停組織及び公証機構などが共同で参加するワンストップ式知的財産権の協同保護プラットフォームを構築し、知的財産権の行政法執行、紛争調停、司法確認、鑑定・評価、証拠保存・固定化、仲裁、公証、法律サービスなどの業務の連携と連動を強化する。

(五) 知的財産権保護業務に関する意見や助言を出す。

(六) 市の人民政府の規定するその他の職責。

区の人民政府は、知的財産権保護業務の実際のニーズに応じて、区の知的財産権保護の公共サービス機構を設立することができる。

第二十条 市の人民政府は、技術調査官制度を構築し、技術調査官を配備し、知的財産権の行政法執行活動のために専門的な技術支援を提供し、次の各号に掲げる職責を履行しなければならない。

(一) 技術事実の調査範囲、順序、方法などに関する意見を出す。

(二) 調査・証拠収集に参加し、かつその方法、ステップ及び注意事項などに関する意見を出す。

(三) 技術調査意見を出す。

(四) その他の関連業務を完了させる。

知的財産権の行政法執行のために技術調査官を配備する具体的な規則は、市の人民政府が別途制定する。

第二十一条 市の中級人民法院は技術調査官を配備し、知的財産権事件の審理活動のために専門的

な技術支援を提供し、次の各号に掲げる職責を履行することができる。

- (一) 技術事実の調査範囲、順序、方法などに関する意見を出す。
- (二) 調査・証拠収集、現場検証に参加し、かつその方法、ステップ及び注意事項などに関する意見を出す。
- (三) 質問、聴聞、開廷前会議、開廷審理に参加する。
- (四) 技術調査意見を出す。
- (五) 裁判官に協力して鑑定人、関連技術分野の専門家による意見提出を組織する。
- (六) 必要に応じて合議体評議などの関連会議に列席する。
- (七) その他の関連業務を完了させる。

知的財産権事件の審理のために技術調査官を配備する具体的な規則は、市の人民政府が別途制定する。

第三章 行政法執行

第二十二条 市の主管部門及びその他の管理部門は知的財産権事件の調査処理にあたって、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (一) 現場で検査する。
- (二) 当事者の経営記録、インターネット上の販売記録、証券、財務帳簿、契約書等の資料に対する閲覧、複製、一時差し押さえ又は封印を行う。
- (三) 当事者に対し、規定の期間内に事件の事実を説明しかつ相応の資料を提出するよう要求する。
- (四) 侵害被疑製品、物品に対する差し押さえ、押収、登記、保存を行う。
- (五) 測定、写真撮影、ビデオ撮影などの方式で現場調査を行う。
- (六) 他人の方法の専利権を侵害する疑いがある場合、当事者に現場実演を要求する。但し、保護措置を講じ、秘密漏洩を防止するとともに、関連証拠を固定化しなければならない。

第二十三条 市の主管部門及びその他の管理部門は知的財産権の行政法執行過程において技術支援を必要とする場合、業界協会、知的財産サービス機構を招請して現場調査・証拠収集に協力する要員を派遣させることができる。

現場調査・証拠収集に協力するよう招請する場合、市の主管部門及びその他の管理部門は係争情報に対する保護措置を講じて、秘密漏洩を防止しなければならない。調査・証拠収集協力者は事件と利害関係を有する場合、忌避しなければならない。

第二十四条 知的財産権侵害行為の違法経営額は次の各号に掲げる方法で計算される。

(一) 侵害製品が全て販売された場合、その価値は実際の販売価格で計算される。

(二) 侵害製品の一部が販売されたが、一部が販売されていない（製造、貯蔵、輸送中のものを含む）場合、販売された侵害製品の価値は実際の販売価格で計算され、販売されていない侵害製品の価値は販売された侵害製品の実際の平均販売価格で計算される。

(三) 侵害製品が販売されていない（製造、貯蔵、輸送中のものを含む）場合、価値は表示価格で計算される。表示価格がない又は表示価格が明らかに製品の価値に合致しない場合は、被侵害製品の市場中間価格で計算される。

(四) 侵害製品の実際の販売価格がない又はその実際の販売価格が判明できない場合は、被侵害製品の市場中間価格で計算される。

前項にいう違法経営額とは、侵害者が他人の知的財産権侵害行為を実施する過程において、製造、貯蔵、輸送、販売した侵害製品の価値を指す。前項の（三）にいう表示価格は、締結された供給契約、販売契約において確定された供給価格と販売価格を含む。但し、単純に加工手数料を徴収する原料加工契約における契約価格は除く。

第二十五条 被侵害製品が市場で単独販売しない付属品又は製品の構成部分に属する場合は、権利者の生産、製造、加工の原価で違法経営額を計算することができる。原価が確定できない場合は、交換、修理価格で違法経営額を計算することができる。

被侵害製品が海外でのみ販売される場合、本船渡し価格で違法経営額を計算する。本船渡し価格が判明できない場合は、同類の合格製品の国際市場中間価格又は国内市場中間価格を参考にして違法経営額を計算することができる。

侵害者が異なる期間で権利侵害行為を複数回実施し、行政処理を受けなかった場合、その違法経営額は累計して計算されるものとする。

第二十六条 被侵害製品の市場中間価格は、被侵害者から発表された同種の製品の希望小売価格で確定する。希望小売価格が発表されていない場合は、次の各号に掲げる方法で確定する。

(一) 同一市場で複数の業者が同種の被侵害製品を販売している場合は、その中のいくつかの業者の小売価格を抜き取り、その平均値をとって市場中間価格を確定する。一つの業者のみが販売している場合は、当該業者の小売価格で市場中間価格を確定する。

(二) 市場で同種の被侵害製品が販売されていない場合は、この前の市場における同種の被侵害製品の販売価格の中間価格で確定するか、又は市場で販売されている、機能、用途、主要材料、設計、配置などにおいて侵害製品と同一又は類似する同種の被侵害製品の市場中間価格で計算する。

(三) 許諾方式で販売する場合は、許諾料で確定する。複数の被許諾者に販売させる場合は、許諾

料の平均値で確定する。許諾を得た権利者が他人に使用を許諾しなかった場合は、その許諾を得た許諾料で確定するか、又はその他の権利者の同一又は同類の販売製品の許諾料平均値を参照して確定する。

前項の規定に基づいて市場中間価格の確定が困難である場合、価格鑑定機構が鑑定した後に確定してもよく、市の主管部門又はその他の管理部門が前項の規定を踏まえて、権利者有利の原則で確定してもよい。

第二十七条 市の主管部門及びその他の管理部門は知的財産権侵害事件を摘発するにあたって、侵害被疑者が正当な理由なく関連証明資料の提供を拒否したか又は期間を過ぎてもそれを提供しなかった場合、判明した事実に基づいて侵害を構成していると認定した後に、侵害者を重く処罰することができる。

第二十八条 権利者又は利害関係者からの知的財産権侵害行為に関する苦情について、侵害事実の存在を証明する証拠がある場合、市の主管部門又はその他の管理部門は一先ず差止命令を出し、侵害被疑者に対し侵害被疑行為を直ちに停止するよう命じるとともに、法により処理することができる。差止命令を出す前に、権利者又は利害関係者に適切な担保の提供を要求することができる。調査した結果、侵害行為が成立しない場合は、差止命令を速やかに解除しなければならない。

侵害被疑者は差止命令に不服がある場合、法により行政不服審査を申し立てる又は行政訴訟を提起することができる。

侵害被疑者が侵害被疑行為の停止に関する差止命令の執行を拒否し、侵害を構成していると認定された場合は、差止命令の公布日から起算する違法経営額の2倍で過料に処する。違法経営額が計算できない又は違法経営額が5万元以下である場合は、3万元以上10万元以下の過料に処する。

第二十九条 市の主管部門又はその他の管理部門は本条例第二十八条の規定に基づいて差止命令を公布した後、必要に応じて電子商取引プラットフォーム事業者に対し、所定の期限内に削除、遮蔽、リンク解除、取引やサービスの終了などの必要な措置を講じて差止命令の執行に協力するよう通知することができる。通知を受け取った電子商取引プラットフォーム事業者は速やかに協力しなければならない。

通知を受け取った電子商取引プラットフォーム事業者が正当な理由なく差止命令の執行を引き延ばしたり、その執行への協力を拒絶したりした場合、市の主管部門又はその他の管理部門は『中華人民共和国電子商取引法』の関連規定に従って処罰する。

第三十条 侵害者が他人の知的財産権侵害により過料処罰を受けた後、行政処罰決定書の発効日から5年以内に同一の知的財産権を再び侵害した、又は5年以内に3回以上他人の知的財産権を侵害した

場合、市の主管部門及びその他の管理部門は関連法律、法規に規定する相応の過料額の2倍で処罰することができる。

第四章 司法保護

第三十一条 人民法院、人民檢察院、公安機關は法により知的財産権保護の職責を履行し、知的財産権事件の処理において役割分担し、協力し合い、知的財産権の司法保護を強化しなければならない。

知的財産権の行政法執行と刑事司法との連携を強化し、行政機關と司法機關との情報共有、事件移送、調整・協力、監督制約、責任追及などの業務メカニズムを強化し、知的財産権犯罪被疑事件が法により速やかに司法手続きに入ることを確保する。

第三十二条 人民法院、人民檢察院、公安機關は関連規定に従って知的財産権刑事事件の立件、訴追及び裁判基準を協議して統一し、社会に向けて公開しなければならない。

第三十三条 人民法院は知的財産権に係る民事、刑事、行政事件の「三審合一」裁判体制改革を着実に推進しなければならない。

人民法院は意匠類及び一部の實用新案類事件に対する集中・早期審理を實行し、専利権侵害紛争事件の裁判効率を向上させることができる。

人民法院は全分野における知的財産権保護事例指導メカニズム及び重大事件公開審理メカニズムを構築・健全化しなければならない。

第三十四条 人民法院による知的財産権民事事件の審理において、権利を主張した当事者が挙証に尽力し、かつ相手方当事者が関連証拠を持っている旨の初歩的証拠を提供した場合、人民法院は相手方当事者にその把握している関連証拠の提供を命じることができる。相手方当事者が正当な理由なくその提供を拒否した又は虚偽の証拠を提供した場合、人民法院は権利を主張した当事者の当該証拠に関する主張が成立すると推定することができる。

第三十五条 知的財産権民事訴訟において、当事者及びその訴訟代理弁護士が客観的な事由により自ら証拠を収集することができない場合、訴訟代理弁護士は人民法院に調査令の発行を求めることができる。訴訟代理弁護士は調査令を持って調査を受ける機構、組織又は個人に関連証拠を調査・収集する。関係機構、組織又は個人はこれに協力しなければならない。

調査を受ける機構、組織又は個人が正当な理由なく調査を引き伸ばしたり拒絶したりした場合、人民法院は情状の深刻さに基づき、『中華人民共和國民事訴訟法』の民事訴訟妨害に関する規定に従って処罰することができる。

第三十六条 知的財産権を故意に侵害しかつ情状が深刻である場合、人民法院は国家法律の規定に

従って懲罰的賠償の適用を決定する。次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、国家法律に規定する範囲内で、懲罰的賠償額を高く確定する。

(一) 権利者との間の代理、許諾関係が終了した後に、権利者の同意を得ずに代理、許諾行為を引き続き実施して権利侵害を構成しかつ権利者に重大な損失を与えた場合。

(二) 人民法院による行為保全の裁定の履行を拒否して関連侵害行為を引き続き実施した場合。

(三) 人民法院から侵害行為が成立すると認定する旨の裁決が下された後に同一の侵害行為を再び実施した場合。

(四) 本条例第二十八条に規定する差止命令の執行を拒否したことにより、権利者の損失が拡大した場合。

(五) 行政機関から侵害行為が成立すると認定する旨の行政処理が下された後に同一の侵害行為を再び実施した場合。

(六) その他懲罰的賠償額を高く確定すべき場合。

第五章 公共サービス

第三十七条 市の主管部門は、知的財産情報化構築を強化し、知的財産権保護の総合情報データベースを構築し、行政機関、司法機関、業界協会、知的財産サービス機構間の情報共有を実現し、知的財産権保護のための政策指導、技術コンサルティング、情報資料などの公共サービスを提供しなければならない。

市の主管部門は、知的財産権紛争のオンライン処理メカニズムを構築しなければならない。

第三十八条 市の主管部門及びその他の管理部門は、知的財産権の早期警告・指導メカニズムを構築・健全化し、知的財産発展の現状、動向及び競争態勢の監視・研究を強化し、関連産業と企業のために早期警告・指導サービスを速やかに提供しなければならない。

重大な影響のある知的財産権事件について、市の主管部門及びその管理部門は速やかに社会に公表するとともに、発生しうるリスクを早期警告しなければならない。

第三十九条 市の主管部門は関係部門と共同で、知的財産サービス業発展計画を制定し、知的財産コンサルティング、研修、代理、鑑定・評価、運営、ビッグデータ運用などの知的財産サービス業の発展を奨励・支持しなければならない。

第四十条 市の主管部門は公益性知的財産の特別研修を組織・展開し、知的財産人材の育成を強化しなければならない。

研修の実施は、大学、科学研究機構、関連業界協会及び知的財産サービス機構などに委託すること

ができる。

第四十一条 市の主管部門及びその他の管理部門は、知的財産に関する法律・法規の宣伝教育を強化し、知的財産の関連知識を普及させ、全社会の知的財産権保護意識を強化しなければならない。

第四十二条 市の主管部門は司法行政部門と共同で、知的財産権保護に関する法律コンサルティング、代理、法律援助、公証、司法鑑定、法律の特別研修などの公共法律サービスを提供する。

公共法律サービスは、サービス購入の方法で提供することができる。

第四十三条 市の主管部門は関係部門と共同で、大学、科学研究機構、業界協会、知的財産サービス機構及びハイテク企業などの関連機構の知的財産管理に対する指導を強化し、内部保護メカニズムの構築及び整備を指導する。

市の主管部門は関係部門と共同で、企業知的財産権保護指針を作成し、契約見本、権利擁護プロセスなどの操作ガイドラインを制定し、企業がリスク予防メカニズムの構築を強化するよう奨励しなければならない。

第四十四条 仲裁機構、人民調停組織及び商事調停、業界調停組織が知的財産権紛争の仲裁・調停を組織・展開し、知的財産権紛争を公平かつ効率的に処理するよう支持する。

業界協会、知的財産サービス機構などが知的財産権紛争解決メカニズムを構築し、当事者のために敏速かつ効率的な知的財産権紛争処理サービスを提供するよう奨励する。

市の主管部門、司法行政部門は、業界協会、知的財産サービス機構などによる知的財産権紛争処理メカニズムの構築のために必要な支持・指導を提供しなければならない。

第四十五条 市の人民政府は、海外における知的財産権保護への協力を強化し、海外権利擁護援助サービスプラットフォームを構築し、国家の海外知的財産権擁護対応指導センター深セン支部の役割を発揮し、海外における知的財産権紛争対応の指導を提供し、海外知的財産権紛争の早期警告・予防メカニズムを健全化し、海外の知的財産関連法律の改正・変化・動向を追跡し、リスク早期警告・注意喚起情報を速やかに発表し、専門家、情報、法律などの面から企業及びその他の組織による海外での知的財産権紛争の処理のために支持を提供する。

重点業界、企業が海外知的財産権擁護連盟を構築するよう支持し、連盟メンバーの知的財産権保護分野における交流・協力を促進する。

保険機構が海外の知的財産権侵害責任保険、専利執行保険、専利権被侵害損失保険などの保険業務を展開するよう奨励する。

第四十六条 業界協会、知的財産サービス機構などが知的財産権保護サービスプラットフォームを構築し、対外投資、展示会参加、外国企業誘致・外資導入、製品又は技術輸出入業務に係る知的財産

権状況の検索・照会などのサービスを提供するよう支持する。

業界協会、知的財産サービス機構などが知的財産委託管理業務を展開するよう支持する。

第四十七条 有志者組織及び有志者が知的財産権保護の関連活動に参加するよう支持し、社会勢力が知的財産権保護のガバナンスに参加するよう動員する。

第六章 自律管理

第四十八条 企業・事業機構は知的財産権保護意識を高め、知的財産権保護制度を構築・健全化し、コンプライアンス管理を強化し、自己保護能力を強めなければならない。

第四十九条 企業は従業員と営業秘密保持契約を締結し、自社と第三者の営業秘密保持における双方の権利・義務について取り決めることができる。

第五十条 企業・事業機構は対外投資、展示会参加、外国企業誘致・外資導入、製品又は技術輸出入業務を展開するにあたって、関連国又は地域の関連知的財産状況を速やかに検索・照会しなければならない。

第五十一条 知的財産関連業界協会や産業連盟の発足を奨励する。

業界協会、産業連盟は、会員、連盟メンバーの知的財産権保護意識の向上に指導・助力し、知的財産権保護制度を構築・整備し、会員、連盟メンバーのために知的財産権保護に係る業務研修、情報コンサルティング、早期警告、権利擁護援助などのサービスを提供しなければならない。

第五十二条 知的財産関連業界協会、産業連盟が知的財産権保護条約を制定し、会員、連盟メンバーの行為を規範化し、知的財産を尊重・保護するよう奨励・支持する。

知的財産関連業界協会、産業連盟は定款又は条約に基づき、他人の知的財産権を侵害した会員、連盟メンバーを訓戒・懲戒し、かつ訓戒・懲戒状況を市の主管部門に通報することができる。

第五十三条 知的財産コンプライアンス承諾制度の構築を推進する。

政府投資プロジェクト、政府調達と入札募集・入札、政府資金援助、表彰奨励などの活動に参加する場合は、関連主管部門に他人の知的財産権を侵害していない旨の承諾書を提出し、かつ契約を締結する際に承諾違反の責任を取り決めなければならない。

自然人、法人及び非法人組織が契約で知的財産コンプライアンス承諾の内容及び相応の違約責任を取り決めるよう奨励する。

第五十四条 電子商取引プラットフォーム事業者は、知的財産権侵害苦情申立処理メカニズムを構築し、知的財産権保護を強化しなければならない。

電子商取引プラットフォーム事業者は実用新案と意匠専利権侵害の苦情申立を処理するにあたって、

国家知的財産主管部門から発行された専利権評価報告を利用して迅速に処理することができる。

第五十五条 展示会主催者と実施者は、法により知的財産権の権利者の合法的権益を守らなければならない。

展示会主催者又は実施者は、出展者に他人の知的財産権を侵害していない旨のコンプライアンス承諾書の提出を要求しなければならない。必要に応じて出展者に知的財産権の関連証明書類の提供を要求し、出展内容の知的財産状況に対するコンプライアンス審査を行うことができる。

出展者がコンプライアンス承諾書を提出しなかった又は要求通りに知的財産権の関連証明書類を提供しなかった場合、展示会主催者又は実施者は、その展示会の特定活動への参加を許可してはならず、又はその出展資格を取り消すことができる。出展者が虚偽のコンプライアンス承諾書を提供したか又はコンプライアンス承諾に違反した場合、展示会主催者又は実施者はその出展資格を取り消すとともに会場から退場させなければならない。

第五十六条 展示会の開催期間が3日以上である場合、展示会主催者又は実施者は自ら又は仲裁機構、業界協会、知的財産サービス機構などと共同で展示会における知的財産権紛争処理機構を設立し、かつ展示会の目立つ位置に公示しなければならない。

展示会主催者、実施者又はその設立された展示会における知的財産権紛争処理機構は出展製品が権利侵害を構成していると認め、出展者が限定された期間内に権利侵害を構成していないことを証明できない場合、展示会主催者又は実施者は、出展者に出展している侵害製品の取り下げを命じるとともに、市の主管部門又はその他の管理部門に移送して法により処理させなければならない。

第五十七条 出展者が同一の展示会主催者又は実施者によって行われた展示会活動において他人の知的財産権を再び侵害した、又は展示会期間において2回以上も他人の知的財産権を侵害した場合、展示会主催者又は実施者は、当該出展者が2年以内にそれが開催又は実施する展示会活動へ参加することを禁止しなければならない。

第五十八条 展示会主催者又は実施者が本条例第五十五条乃至第五十七条の規定に違反した場合、市の主管部門又はその他の管理部門は是正を命じる。是正を拒否したか又は情状が深刻である場合は、展示会開催の停止を命じる。

第七章 信用監督管理

第五十九条 市の主管部門は、知的財産信用評価、誠実信用公示及び信用失墜共同懲戒メカニズムを構築・健全化し、自然人、法人及び非法人組織の以下の知的財産に係る信用失墜・違法情報を公共信用情報システムに盛り込まなければならない。

(一) 知的財産権に係る司法裁判及び行政処罰。

(二) 他人の知的財産権を侵害する疑いがあり、証拠隠蔽、調査拒否、行政法執行妨害を行った。

(三) 政府投資プロジェクト、政府調達と入札募集・入札、政府資金援助、表彰奨励などの活動において他人の知的財産権を侵害していると認定された。

(四) 政府投資プロジェクト、政府調達と入札募集・入札、政府資金援助、表彰奨励などの活動において虚偽の知的財産権出願書類を提供した又は知的財産コンプライアンス承諾に違反した。

(五) その他盛り込まれるべき他人の知的財産権侵害に関する情報。

第六十条 市・区の人民政府及びその職能部門は知的財産に関する政府投資プロジェクトの審査承認、政府調達と入札募集・入札、政府資金援助、表彰奨励などの行政管理活動を展開するにあたって、関連する自然人、法人及び非法人組織の知的財産公共信用状況を照会しなければならない。

自然人、法人及び非法人組織は次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合、5年以内に政府投資プロジェクトの請負、政府調達と入札募集・入札への参加、政府関連援助資金や表彰奨励の申請を行ってはならない。

(一) 虚偽の知的財産権出願書類を提供した場合。

(二) 発効した知的財産権に係る行政処理決定又は司法裁判の執行を拒否した場合。

(三) 他人の知的財産権を侵害しかつ犯罪を構成した場合。

(四) その他の他人の知的財産権を侵害する行為を有しかつ重大な社会的影響を引き起こした場合。

前項に規定する事由がありかつ情状が特に深刻である場合は、その政府投資プロジェクトの請負、政府調達と入札募集・入札への参加、政府関連援助資金や表彰奨励の申請を永久的に禁止することができる。

第六十一条 知的財産に係る信用失墜違法の重点監督管理名簿制度を構築する。

市の主管部門は自然人、法人及び非法人組織の知的財産に係る信用失墜違法の深刻さに応じて、重点監督管理名簿を確定し、かつ社会一般に向けて発表することができる。

第六十二条 権利者又は利害関係者は公共信用システムで開示された知的財産関連情報について異議がある場合、異議を申し立てるとともに関連証拠を提出することができる。関係部門は公共信用情報管理の関連規定に従って処理する。

第八章 付則

第六十三条 本条例は2019年3月1日から施行される。2008年4月1日付けの市の人民代表大会常務委員会にて可決された『深セン経済特区の知的財産権保護業務の強化に関する若干規定』は同時に廃止

される。

出所：2020年11月13日付け中国（深セン）知識産権保護センター（深セン国家知識産権局
専利代弁処）ウェブサイトを基にJETRO 広州事務所で日本語仮訳を作成
http://www.szipsr.org.cn/zcfg_65898/xgzc_70319/202011/t20201113_19355967.htm